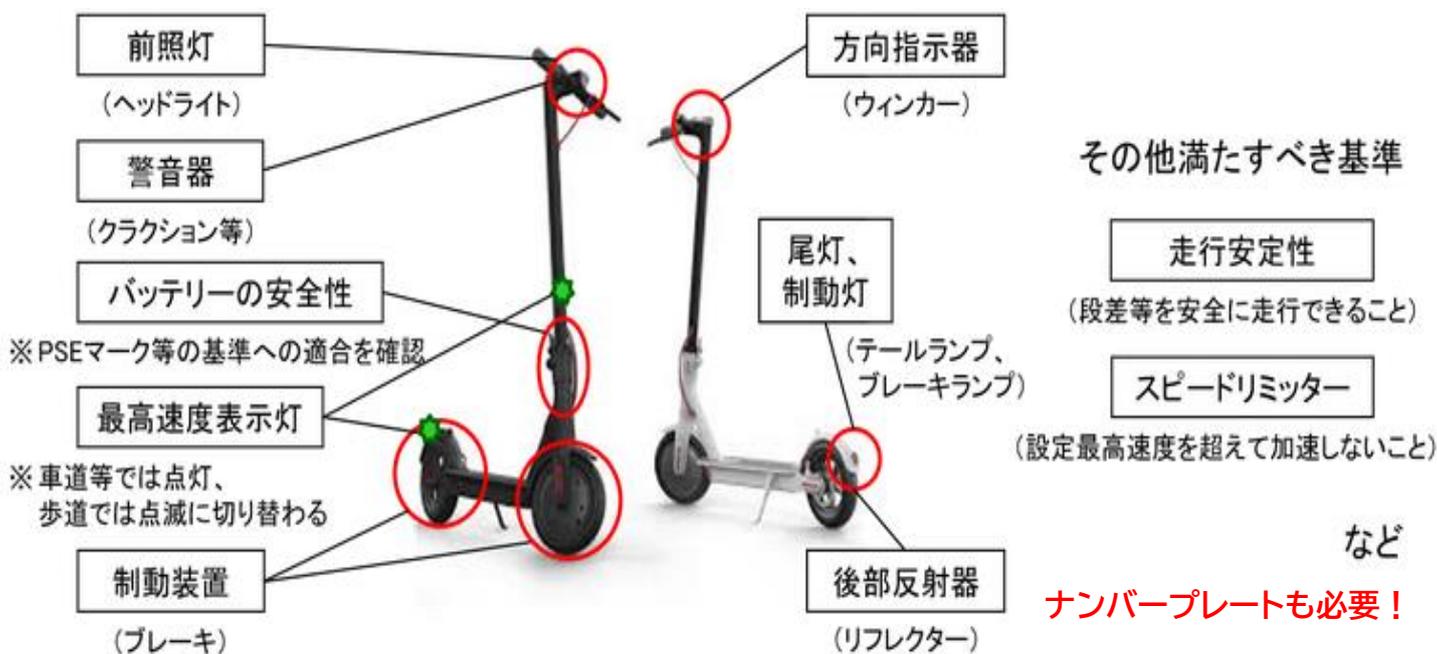


特定小型原動機付自転車



ってどんな乗り物？

特定小型原動機付自転車の保安基準等



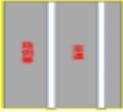
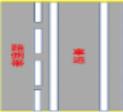
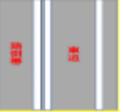
参考:国土交通省 HP「特定小型原動機付自転車について」,「2.道路運送車両の保安基準」より引用

	原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車 ※		一般原動機付自転車
	特例特定小型原動機付自転車		
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅	なし
最高速度	20km/h以下	6km/h以下	30km/h以下
定格出力	0.60kw以下		特定小型原動機付自転車 以外のもの
長さ	190cm以下		
幅	60cm以下		
高さ	—		
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）		原付免許以上の運転免許
ヘルメット	努力義務		義務
自賠償保険	義務		義務

※ 2023年7月までに製造された最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車を含む
最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車については、2024年12月23日までは特定小型原動機付自転車として適用する。

どこを走れるの？

【車両別走行区分早見表】

規制標識等 車種		歩道	自転車道	専用通行帯	路側帯	駐停車禁止路側帯	歩行者専用路側帯
							
原動機付自転車	特定小型原付	×	○	○★	×	×	×
	特例特定小型原付	△			○	○	×
	一般原付	×	×	×	×	×	×
自転車	普通自転車 長さ190cm以内・幅60cm以内 (いわゆるママチャリ)	△	◎	◎	○	○	×
	上記以外 (※規格外、側車付き、 他車両けん引を除く)	×	○	○	○	○	×

特定小型原付・自転車も車道を通行することが原則

※ 規格：二輪または三輪の自転車、長さ190cm・幅60cm以内の四輪以上自転車

条件とは・・・

◎：通行しなければならない ○：通行できる △：条件により通行できる

★：法解釈上は「○」であるが、一方で、車両は道路の一番左側の車両通行帯を通行しなければならない規定があり、県内の「普通自転車専用通行帯」は全て、道路の一番左側に設置されているため、結果的に当該通行帯を通行しなければならないということになる。



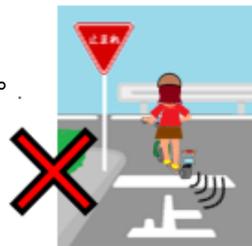
ヘルメットを着用しましょう



自転車や二輪車乗車時の交通事故では、ヘルメット非着用の致死率が高くなっています。自分の身を守るためヘルメットを着用しましょう。

信号・標識に従いましょう

運転者には、信号や一時停止等の標識に従う義務があります。違反した場合は、取締の対象となります。



飲酒運転は絶対ダメ！

お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。二日酔いや疲労の影響等で正常な運転ができなくなるおそれのあるときも運転してはいけません。



歩行者優先

歩行者のそばを通るときや横断歩道を通過する際は歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



携帯電話の使用は違反！



しっかりと両手でハンドルを握り、前を見て運転しましょう。携帯電話の画面を見たり、通話しながら走行することは違反です。

信号機のある交差点は二段階右折

信号機のある交差点を右折する際は、道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



神奈川県交通安全対策協議会
神奈川県・神奈川県警察